

領事メルマガ（領事窓口の旧紙幣取扱等について）5月14日号

<<今号の内容>>

- 1 領事窓口での、スイス旧紙幣の取扱を10月29日(金)までとさせていただきます。
- 2 次回領事出張サービスを、7月17日(土)、チューリッヒ日本人学校にて行います。

1 スイス旧紙幣取扱（10月29日(金)まで）

4月28日(水)、スイス国立銀行（BNS）は、1995年から98年までの間に発行された紙幣が4月30日以降使用不可となることを発表しました。ただし、SBB（CFF）及び郵便局の窓口では10月30日(土)までは使用可能、また、スイス国立銀行（BNS）窓口では、無期限で有効な紙幣と交換ができるということです。

在スイス日本大使館からUBS銀行に問い合わせたところ、UBS銀行では今のところ旧紙幣の取扱が不可能となる具体的な日付は決定していないことを確認しました。

これを受けて、在スイス日本国大使館領事窓口では、スイス国内の公的機関の旧紙幣取扱に準じ、旧紙幣の取扱を10月29日(金)までとさせていただきます。

みなさまには、領事手数料のお支払いを現金のみにて取扱っておりご不便をおかけしておりますが、ご理解いただきたくお願いいたします。

2 次回領事出張サービスは7月17日(土)チューリッヒ日本人学校

3月29日付領事メールでご案内しておりますが、次回領事出張サービスを、7月17日(土) 10:00-12:00, 13:00-15:00、チューリッヒ日本人学校にて開催いたします。出張サービスの申し込み受付は7月1日(木)大使館必着です。領事出張サービスを検討されている方は、申し込み期限をお間違えないようお願いいたします。

詳しくはこちらをご覧ください。

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryojisvc.html

8月以降の領事出張サービスについては、引き続きスイス連邦政府の感染予防措置や国内の状況を見ながら、在留邦人の皆様にご案内いたします。

【配信の希望及び解除】

メールマガジンの配信、解除又はメールアドレスの変更を希望の方は、[こちら](https://www.maimz.emb-japan.go.jp/maimz/menu?emb=ch) (<https://www.maimz.emb-japan.go.jp/maimz/menu?emb=ch>) から手続きをお願いいたします。(転出届を出された方へも、解除しない限り配信されます。)

在スイス日本国大使館

領事班

Embassy of Japan

Consular Section

Postfach 3000 Bern 9

Tel. 031 300 2222

Fax 031 300 2256

consularsection@br.mofa.go.jp

https://www.ch.emb-japan.go.jp/jp_home.htm

<https://www.facebook.com/JapaneseEmbassyBern>